

食品安全モニターの活動について



食品安全委員会事務局
情報・勧告広報課

食品安全モニター制度の 趣旨

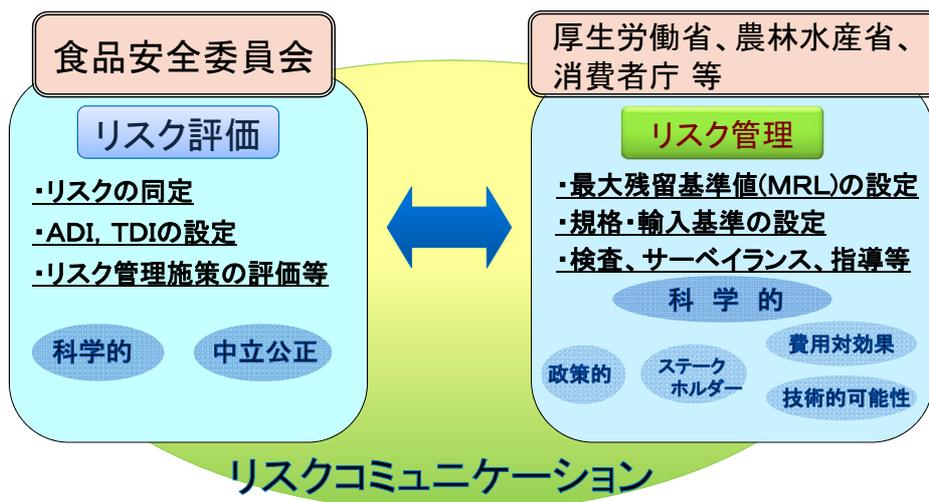
食品安全モニター制度の趣旨

食品安全委員会が、モニターの皆さんから

1. リスク管理措置のモニタリングとして、リスク管理機関(※)において講じられる施策の実施状況についての報告 ※次ページ参照
2. 食品安全委員会の活動（リスクコミュニケーション、リスク評価等）に関する改善点についての提言

を受けることにより、食品の安全性の確保に関する施策の推進を図ることが目的です。

食品安全を守るしくみ（リスクアナリシス）



消費者、事業者など関係者全員が相互に理解を深め、意見交換する

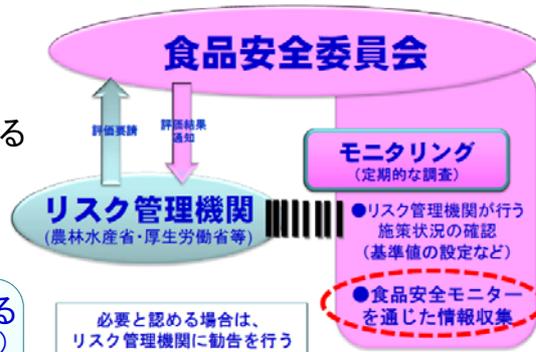
リスク管理措置のモニタリング（監視）

○食品安全委員会には、リスク管理機関が行うリスク管理措置を、モニタリング（監視）する任務があります。

○具体的には、

- ① リスク管理機関に対する調査（施策の実施状況調査）
- ② 食品安全モニターの皆様からの情報

によって、モニタリング（監視）を行っています。



食品安全基本法

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 四 前二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に報告すること。

5

食品安全モニターの主な活動

6

食品安全モニターの主な活動

<モニタリング（監視）>

① 課題報告（アンケート）の提出

② 随時報告（レポート）の提出

③ 食品に関する危害情報の通報

<広報への協力>

④ 食品安全に関する情報の周囲への提供

① 課題報告

- 食品安全委員会からお示しする質問（課題）に対し、選択式又は記述式でお答えいただく、アンケート調査です。
- 今年度は、年1回とすることを検討しています。
- 回答フォームをホームページからダウンロードし（P15を参照）、記入の上、メールにてご提出いただきます。
- 必ずご提出をお願いします。提出いただきますと謝金の対象となります。
- 結果は集計し、食品安全委員会への報告、ホームページでの公表を行います。

これまで実施した調査の例

- 食品の安全性に関する意識
- 放射性物質を含む食品の、健康に与える影響に関する意識
- 肉の生食に関するリスク管理の状況（表示の実施状況）
- 周囲への情報提供の実績

など

② 随時報告（その1）

- 以下の事項について、随時（いつでも）、指定された様式に記入の上、ご提出いただくものです。
 - ア リスク管理措置に関する課題・問題点の提言
 - イ 食品安全委員会が行うリスク評価の改善に関する提言
 - ウ 食品安全委員会等のリスクコミュニケーション（広報、意見交換会等）の改善に関する提言
 - エ 身の回りにおける食品安全関係の話題について、その内容及びそれに対するご意見等（次のページを参照）
- 様式をホームページからダウンロードし（P15を参照）、記入の上、メールにてご提出いただきます。
- なるべく今年度内に1回はご提出をお願いします。
- 提出頂いた報告は、関係機関に内容を共有し、健康への影響が懸念されるもの等について関係機関に回答を求め、食品安全委員会への報告、ホームページでの公表を行います。

9

② 随時報告（その2）

<「エ 身の回りにおける食品安全関係の話題」について>

- 地方誌や全国紙の地方欄、ローカルテレビ局のニュース・情報番組等において、食品安全関係の話題（※1）が採り上げられた場合は、その内容と、それに関する意見や提言（※2）を記入し、ご提出をお願いします。
 - （※1の例）各地の食品関係事業者や自治体などにおける、食品安全に関する良い取組、問題があると考えられる取組等
 - （※2の例）「（自治体のリスクコミュニケーションの手法等について）国もぜひ採り入れるべきである」、「（食品関係事業者の不適切な取扱い等について、現行の制度を確認の上で）適切な制度or指導が必要である」等
- 報道の日時、媒体名、（新聞等の場合は）ページ数、内容のほか、それに対する意見や提言も必ず記入してください。
- 新聞・雑誌等の場合は、記事の切り抜きのコピーを参考として添付してください。インターネットの場合は、記事のURLを記載してください。

10

② 随時報告（その3）

＜様式への記入方法＞

平成 27 年度
食品安全モニター
随時報告 提出書式

報告番号	受付日	備考
※事務局用。記入しないでください。		

提言内容が分かるようなタイトルを記載してください。

タイトル	報告の種類 (○をつける)
リスク評価（食品安全委員会）	
リスク管理（機関名：）	
リスクコミュニケーション（機関名：）	
その他（）	

提言の種類について、該当する区分に○を付け、関係機関の名称を記入してください（例「〇〇省」）。

1. 現状・実態や課題・問題点

- 現状・実態については、新聞報道、公的機関の公表資料等による、正確な事実関係を基に書いてください。
- 現状・実態を踏まえ、課題・問題点だと考えることを書いて下さい。

2. 意見・提言

- 1で指摘した課題・問題点に対する、具体的な改善提言をお書きください。

1) 現状・実態や課題・問題点（事実）	【100～500字以内】
2) 1を踏まえた意見・提言	【200～500字以内】

11

② 随時報告（その4）

＜記入に当たってお願いしたいこと＞

○具体的なご指摘を

例えば「資料（説明）が分かりにくい」というご指摘である場合、どの表現（いつの説明）が分かりにくいのか、どのように改善すべきか等を具体的にご指摘頂けますと、担当者もより対応がしやすくなります。

○現在の制度等のご確認を

制度の改善等のご提案の場合は、できる範囲で結構です。現在の制度等のご確認をお願いいたします。

※ 他人の著作等の引用についての注意

他人の著作・記事等のコピーが大半を占める随時報告については、著作権等との関係から受付できない場合があります。

引用される際は、引用箇所を明記頂き、必ず、それに関するご自分の意見・提言を記載していただけますようお願いいたします。

12

③ 危害情報の通報

- 食品に関する危害情報を入手した場合には、速やかに、最寄りの保健所へご連絡いただくとともに、事務局にも情報を提供してください。
- 急を要する情報は、お電話でご一報ください。
- 随時報告の様式をホームページからダウンロードし（P15を参照）、モニターの手引きP20を参照の上、できるだけ詳細な情報を記入し、メールでご提出ください。

④ 周囲への情報提供

- 食安委などから得た、食品安全に関する科学的根拠に基づく情報について、周囲の方々（職場の同僚、地域の方々、ご家族など）への情報提供をお願いします。
- 食安委からは、ホームページ、Facebook、公式ブログ、メールマガジン、メールボックス等で情報をお届けするほか（次ページ以降を参照）、季刊誌等を郵送します。

13

モニターの皆様との 情報の共有

14

食品安全委員会ホームページ

○ 重要なお知らせ、会議や意見交換会の開催案内や配布資料などを、ホームページで公開しています。

○ 食品安全モニター関連の情報はこちらです。

- ・ 随時報告の様式はここに掲載しています。
- ・ 課題報告のアンケート用紙もここに掲載予定です。

食品安全モニター

食品安全モニター

- ・ [食品安全モニターの皆様へ](#)
- ・ 随時報告 書様式等
- ・ 食品安全モニター会議 配布資料
- ・ [食品安全モニターからの報告](#) -NEW-
- ・ アンケート調査報告
- ・ 食品安全モニターからの報告

メールマガジン、Facebook等

- モニターの皆様には、メールマガジンのご登録をお願いしています。登録がまだの方は、ホームページからご登録をお願いします。
- 食安委の意見交換会等の活動、食安委からのお知らせ等は、メールマガジンでご案内します。

「食品安全委員会e-マガジン」

当日の最新情報を毎日19時にお届けします。
「新着情報お知らせメールマガジン」

	主な配信内容	配信日
ウィークリー版	○ 食品安全委員会の開催結果や開催案内 ○ リスクコミュニケーション(意見交換会などの開催案内)	毎週水曜日(原則)
読み物版	○ 実生活に役立つ情報 ○ 安全性の解説 ○ 食品の安全性に関するQ&A ○ 委員の随想	月の中旬と下旬
新着情報	[ホームページ新着情報] ○ 食品安全委員会の開催情報 ○ パブリックコメントの募集 など当日分の新着情報	ホームページ掲載当日(19時)

- このほか、Facebook、季刊誌『食品安全』、公式ブログ(平成27年5月開設)等でも情報発信を行っています。

内閣府 食品安全委員会 Facebook

～ 食品の安全性を科学する ～
内閣府 食品安全委員会公式ブログ

食品の安全性に関する知識・理解を深めていただくために、Facebookページ、公式ブログによる情報の配信を行っています。

モニター専用の「メールボックス」

モニター同士の情報交換や事務局、自治体からの情報提供に活用するための「メールボックス」を運用しています。

<「メールボックス」の仕組み>

- ① 下記のアドレスへ、モニターの皆様、自治体の皆様から、モニター同士で共有したい情報をメール送信。
- ② 事務局を経由し、参加メンバーにBCC送付を行う形式で、情報共有を行う。

※「メールボックス」のアドレス：i-moni27-renraku@cao.go.jp

<「メールボックス」の活用例>

- ・ 自治体で実施される意見交換会、学習会等の開催情報の提供
- ・ メールボックスを活用したモニター同士の情報交換

<「メールボックス」活用のルール>

- ① 食品安全に関する情報をお願いします。
- ② 特定の企業の収益につながるもの（広告・勧誘等）は避けてください。

（モニター同士の情報交換の方策については、今後さらに検討していく予定です。）

17

最後に

18

活動に当たっての遵守事項

1 モニターとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、これらの遵守事項に違反したことが確認された場合には、モニターの依頼を取り消すことがありますので、ご注意願います。

- ① モニター活動は、公正中立な立場で行ってください。
- ② モニターという立場を利用して、営利企業等から、いかなる利益及び便宜の供与も受けてはいけません。
- ③ モニターの活動は、日常生活の中で行ってください。



- ④ モニターは、食品安全委員会事務局長からモニターとしての活動を依頼されますが、国家公務員のように国に雇用されているものではないため、法律に基づく調査権限や検査権限は一切与えられていません。

販売店内等での写真撮影、伝票や資料閲覧(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく閲覧は除く)の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害や風評被害の発生のおそれのある行動はとらないよう、お願いいたします。

2 1の各事項に反する活動などにより、食品関連業者、行政機関等に損害を与えたり問題が発生した場合には、モニター個人の責任において対応してください。

19

モニターの皆様には、専門知識やこれまでのご経験を生かしていただくことはもちろん、一般消費者としての立場からも、「国民の声」をあげていただくとともに、食品安全委員会と地域の橋渡し役となっていただくことを期待しております。

20